

東京帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 一 號 第 十 八 卷

アドム・スミス誕生二百周年記念號

口 繪

スミスの肖像・筆蹟・國富論初版扉・記念會寫眞

スミスの生涯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・經濟學博士 本庄榮治郎

道徳的價值判斷に關するスミスの思想・・・・・・・・・・・・・法學士 恒藤 恭

富國論の研究方法来に就きて・・・・・・・・・・・・・法學博士 財部 靜治

スミスとコンデアックとの價值論・・・・・・・・・・・・・法學博士 田島 錦治

スミスの所謂「眞實の價格」について・・・・・・・・・・・・・法學博士 河上 肇

スミスの價格論と分配論・・・・・・・・・・・・・經濟學士 谷口 吉彦

スミスの自然主義觀と自由政策の見地・・・・・・・・・・・・・法學博士 河田 嗣郎

スミスの自由放任論の特徴・・・・・・・・・・・・・經濟學士 堀 經 夫

スミスの自由貿易觀・・・・・・・・・・・・・法學士 作田 莊一

スミスの對植民地策・・・・・・・・・・・・・法學博士 山本美越乃

スミスの租稅原則・・・・・・・・・・・・・法學博士 神戸 正雄

スミスの公債論・・・・・・・・・・・・・法學博士 小川郷太郎

スミスと浪漫派經濟學・・・・・・・・・・・・・法學士 山口正太郎

スミスの名其生涯及其學說等を早く我國に傳へたる蘭文經濟書・・・・・・・・・・・・・商學士 武藤 長藏

書目 スミス關係書目（細目裏面を見よ）

記事 スミス記念會記事・・・・・・・・・・・・・經濟學博士 本庄榮治郎

スミスの對植民地策

山本美越乃

アダム・スミスの經濟學史上に於ける地位は、茲に縷述する迄もなく何人も既に知悉せる所なるが、其の不朽の名著『國富論』は、單に理論的の方面のみならず、歴史的の方面に於ても貴重な研究を包容し、經濟學理を究明せんことに努むると共に、又實際政策上の問題に注意するを怠らず、從て其の内容の豊富にして研究の多方面に涉れる點に於ては、英國の經濟學者中にはスミス以前に在りては固より、其の以後と雖も多く匹儔を見ざる所にして、其の理論的方面に於ける『國富論』の價值は、後學ゼー・エス・ミルの『經濟原論』に及ばざる所あるも、史實的實際的方面に於ける廣汎なる研究に至りては、殆どスミスの獨壇場と稱するも敢て過言に非ず、吾人の考察せんとするスミスの植民政策上の問題に關する意見も亦前者に屬するよりは寧ろ後者に屬し、即ち一般的に植民政策上の理論を闡明せんとするよりは、寧ろ史實を基礎として實際的に植民政策の歸趣を明かにせんとしたる點に、其の特色を認むることを得べし、故に一方より之を觀察する時は、其の所説往々冗漫に失するの嫌ひなきに非ずと雖も、一と度スミスの研究的態度に想到する

時は、是れ却て其の長所の存する所たることを知るに難からず。

スミスの植民政策上の問題に關する意見の概要は、『國富論』第四編第七章『植民地に就きて』、同第八章『重商主義に對する結論』、第五編第三章『公債に就きて』の諸章に互りて之を窺ふことを得べく、スミスは是等の諸章に於て最初に新に植民地を設定せんとする場合に於ける動機を考察し、次ぎに新植民地の繁榮の原因を明かにし、更に亞米利加の發見及喜望峯を経て東印度に達する航路の新開に因り歐洲の受けたる利益を論じ、進んで重商主義に對する結論を述べ、最後に財政上より觀たる植民地の價值を論評して全編を結びつゝあり。

惟ふに『國富論』は一七五〇年即ちスミスがエディンバラ大學に初めて經濟學の講義を擔任するに至りしより以來、轉じてグラスゴー大學に教授たること十三年の後、歐洲大陸の旅行を終へ、故山カーコーデイーに隱退して専心著述に従事し、一七七六年に倫敦に於て其の初版を公にするに至る迄、前後二十有五年間の研究思索の結晶にして、一七九〇年に病を獲て世を辭するに至る迄増訂版を重ねること五回に及びしが、スミスの此の世界的名著の完成に全力を傾注しつゝありし時代は、恰も英帝國の建設に最も重大なる關係を有せる事件の瀕々として發生したる時代にして、内に在りては佛蘭西革命の餘波を受けて國民の政治思想に一大變動を來したるに加へて、産業上の革命は今や漸く最高潮に達せんとし、又外に在りては印度及加奈太に於ける英佛兩國の植民地

爭奪戰は、渺たる一小島國をして急遽世界の一大植民國たる地位を獲得せしむるに至りたりと雖も、他方に於ては北米の植民地の獨立分離に因りて海外發展の事業に一大打撃を受くるに至れるが如き、重大事件の瀕發したる時代にして、由來史實を忽にせざるスミスの研究的態度は自ら是等の事情の影響を受け、殊に植民政策上の問題に關する意見は、其の當時の國情より多大の暗示を受けたることは之を疑ふ可からず、故に少くともスミスの植民政策論は、此の如き周圍の事情を無視して之を解釋せんとするも得べからざるなり、以下順を逐ふて其の要旨を検討せんとす。

二

古代及近世の植民國の植民的活動の動機に關しては、スミスは豊富なる史實に基き極めて詳細なる研究を發表しつゝあり、スミスの意見に従へば、古代の希臘及羅馬の植民事業は、或は政治上・軍事上・社會上若くは經濟上の特定の目的を以て計畫せられ、假令今日より觀れば此の如き目的を以て植民事業を企つることの可否得失に關しては議論の餘地存するも、兎に角或特定の利害問題を目標として植民的の發展を遂げたるものなるに、近世の植民事業には此の如き明確なる利害問題に關する考慮存せず、故に其の植民的の活動には一定の方針又は計畫とも稱すべきものなく、或は單に貴金屬の蒐集熱に驅られ空想的に探險事業に従事したる一部の冒險者に依り、或は政治上又は宗教上の壓迫を免れんとせる避難者に依りて、其の基礎を置かれたるに過ぎず、而し

て是等の植民者に依りて建設せられたる植民事業に、若し其の結果より觀察して或種の目的とも稱すべきもの存在したりとせば、這は要するに近世の初め以來歐洲諸國民の經濟思想を誤れる方向に導きたる、重商主義の思想に胚胎せる植民地に於ける利益の獨占に在りと言ふを得べし、殊に亞米利加及西印度に於ける歐洲諸國民の植民事業は、何等の必要より起りたるものに非ず、假令其の結果として得たる利益は頗る重大なるものありしとは謂へ、當初は此の如き問題に關しては明白なる理解を有せず、從て之を動機として其の活動を開始したるものに非ずと論ず、此の點に關しては拙著『植民政策研究』(一一〇—一二二頁)に批評を試み置けるを以て、茲に之を再びせず。

近世の植民國の植民的活動の動機は、スミスの説に據れば此の如く不明瞭なりしに拘らず、其の結果に至りては極めて良好にして、各植民地は何れも急速なる進歩發達を遂ぐることを得たり、而して其の原因は果して如何なる點に存するやは、スミスが『國民の富の性質及原因』を考察するに當りて慎重に覈査したる所のものにして、其の説に従へば新植民地殊に面積に比して人口稀薄なる植民地の繁榮の原因は、(一)移住者が是等の植民地に發展する場合には、農業其の他の有用なる智識及技術を彼等と共に移植するに因ること、(二)本國に於ける規則正しき政治及此の政治に適應すべき法律制度並に之に服從する習慣を、移住者と共に植民地に移し得るに因ること、(斯かる場合に野蠻未開の住民間に在りては、法律及政治の自然的進歩は、彼等の保護に必要な程

1) A. Smith: An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, Bk. IV., chap. VII., part I. (edited by E. Cannan, Vol. II, pp. 58-60)

度に迄達したる後は、技術の自然的進歩に比して遙に遲緩なり）、（三）移住者は何れも自己の力のみを以ては耕作し得ざる程の廣大なる土地を所有することを得、然かも之に對しては殆ど何等の負擔を要せず、彼自ら及其の使用し得る總ての勞力を以てするも、尙ほ土地の生産力を充分に發揮せしむることを得ざるが故に、高賃金を以て他より勞力を招致するの必要を生じ、其の結果植民地に於ては一般に賃金の不廉なるを常とす、此の如く土地の潤澤に加ふるに賃金の高きことは、一方に於ては勞働者にも贖て土地を得て地主となり得べき機會を與へ、他方に於ては結婚及出産を獎勵して人口増加の趨勢を助成し、斯くして比較的短日月間に新植民地を繁榮に導くものたり、加之、歐洲諸國に於ては地主及資本家等は勞働者の所得に歸すべきものをも自ら之を收め、優等なる二階級は劣等なる一階級に壓迫を加ふるの狀態に在るも、新植民地に於ては彼等は自己の利益の爲めに、寧ろ劣等なる一階級を優遇せざるを得ざる實況に在り、要之、土地廣大にして人口稀薄なる地方に在りては、勞力を得んが爲めには賃金の多少を顧みるの暇無く、從て賃金の騰貴は人口の増加を促し、良好なる土地の低廉且豊富なることは、斯かる高賃金を雖も尙ほ其の支拂ひを可能ならしむ、此の如く廣大にして豊饒なる土地の殘存すること、各人が自由に己れの欲する所に向つて活動し得る餘地の存すること、は、實に新植民地の繁榮の二大原因と稱するを得べしとなす。¹⁾ 此の點に關するスミスの意見は、近世の初めに於ける農業植民地又は移住植民

1) The Wealth of Nations, Bk. IV., chap. VII., part II. (Cannan, Vol. II, pp. 66-73)

地に就きては、大體に於て正鵠を得たるものと言ふを得べし。

三

近世の植民地中恐くは北米に於ける英國の植民地の如くに急速の進歩を遂げたるものなかるべし、而して北米の植民地が此の如く急速の進歩を爲したる原因に關しては、スミスは上述の一般的原因以外に、更に北米の植民地に於ける諸般の制度の、他の歐洲諸國の植民地に比して優れるものありしに因るとなし、殊に當時他國の植民地に於ては土地の兼併又は獨占の風盛んなりに、英領植民地にては土地所有者は一定の年限内に必ず一定の面積の土地を耕作するの義務を有し、若し之を怠る時は其の所有權を失ふべきことを定めて、土地の兼併又は獨占を豫防せんことに努め、又相續制度に關しても長子相續權なるものを認めずして、土地は平等に之を諸子の間に分配するか、長子は唯諸子の取得分の二倍を得るに過ぎざることとし、此の點よりしても亦獨占の弊に陥らざらんことに注意したるに因る、蓋し良好なる土地の豊富と之を得ることの容易とは、新植民地を繁榮に導く主要なる原因を成すも、土地の兼併及獨占は事實上此の原因を破壊し去るを以てなりと言へり、此の如く土地即ち自然力の利用方法に於て、英領植民地は他國の植民地よりも優れるものありしのみならず、其の住民の勞働能率に於ても亦卓越せるものありしに反し、彼等の負擔の比較的輕微なりしことは住民間に貯蓄の餘力を生ぜしめ、更に是等の貯蓄に依りて

created commodities) は船主及船員の四分の三が英國臣民たる英國船又は植民地船を以てせば、直接他國に輸出し得るの制限あるのみなることを指摘し、獨占會社主義即ち和蘭主義に據る時は、植民地に需要せらるゝ貨物の輸入は勿論植民地產物の輸出に付きても、必ず該會社を経由せざる可からざるより、會社は輸入品は成るべく高價に之を賣付け、輸出品は成るべく廉價に之を購ひ、斯くして獨り利益を壟斷せんとする結果植民地住民の利益を害し、延て其の發達を阻碍すること甚だ大なり、又特定貿易港主義即ち西班牙及葡萄牙の主義に據るも、其の結果は殆ど同一にして、母國人が特定の港に於て植民地貿易に従事するに當りては、互に其の資本を結合して共同的に之を營むこと寧ろ相互の利益たるべきを以て、斯かる方法を採用せば所謂獨占的會社の事業經營法と實質上に於ては大差なきに至るを以てなり、然るに自由主義即ち英國主義に據る時は、何人も自由に之に従事することを得るが故に、貿易業者の數よりするも亦其の相互の異なる地位よりするも、一致團結して共同的に之に當ることを不可能ならしめ、從て彼等の間に於ける競争は過大の利益の獲得を困難ならしむるが故に、結局植民地に於ても相當の價格を以て輸入品を購ひ、又相當の價格を以て其の輸出品を賣却することを得る最も理想的方法なりと言へり。¹⁾

スミスの經濟思想の根本主義よりせば其の結論の茲に到達すべきは固より當然にして、自由放任の原則を母國植民地間の通商政策上にも汎く適用することの必要且有利なる所以を、當時の各

1) Book IV., chap. VII., part II. (Cannan, Vol. II, pp. 76-78)

國の植民地貿易の實際に徴して高調せるものなるも、母國植民地間の經濟關係は單に之を個人經濟的の見地のみより考察すべからずして、更に一般國民經濟上の見地より考慮せざるべからざるものあるを以て、時と所とに應じて其の政策に斟酌を加ふるの必要あり、現にスミスを出し又其の學說に深く培養せられたる英國に於てすら、近時植民地貿易を全然自由に放任するの非なる所以を論じ、多少保護主義を加味するの要あることを唱ふるに至れるを以ても之を證することを得べし。

四

次に亞米利加の發見及喜望峯を経て東印度に達する航路の新開に因りて、歐洲諸國の受けたる利益に關するスミスの研究は頗る詳密を極め、其の植民地論の約三分の二は此の研究の爲めに費されつゝあり、而して其の要旨は是等の二大事件に依りて歐洲諸國の受けたる利益は、之を(一)歐洲全體を假りに一國と看做して觀察したる一般的の利益、(二)各植民國が特に自國の植民地より收め得べき利益、に分ちて考察することを得べしとなし、前者は更に(甲)之に因りて歐洲國民の享樂換言せば其の消費力を増加せしめたること、(乙)其の産業的活動詳言せば生産的勞力の使用を増加する事業の勃興を促したることの二六利益に、又後者は(丙)各植民國が其の植民地より受け得べき普通の利益、即ち(イ)母國の國防の爲めに備ふる兵力、(ロ)母國の行政費の一部負擔、

(丁)亞米利加の植民地の如き特殊の性質を有する植民地より得らるべしと想像されたる特別の利益に分ちて之を考察せり。¹⁾

以上諸種の利益中(甲)及(乙)の利益、即ち植民地の領有が歐洲に對して與へたる一般的の利益に關しては殆ど議論の餘地無く、直接植民地と通商交通を爲したる國民は固より、何等直接の關係を有せざりし國民及是等の植民地の產物を間接にも得ること能はざりし國民と雖も、植民地と關係を有せる隣國民の富の増加に依りて、直接間接に利する所ありしは疑ふ可からざる所なるを以て、植民地の領有の歐洲に與へたる一般的の利益に關しては、殆ど問題の餘地なしと雖も、(丙)及(丁)の利益、即ち各植民國が特に自國の植民地より收め得べしと信じたる利益に付きては、頗る研究を要すべきものあり、此の點に關するスミスの研究は、現今と雖も植民政策上に有益なる參考の一資料を供するものと言ふを得べし。

由來母國が植民地をして或は國防上の目的の爲めに兵力を出ださしめ、或は行政費の一部を負擔せしめんと試みたるや久し、然れども斯かる計畫の實際成功したるものは極めて稀にして、多くは其の希望を實現すること能はずして止めり、之を植民史上の實際に徴するも、古代に於ける希臘の植民地は母國の爲めに兵力を出だしたることあるも、行政費の分擔には應じたることなし、是れ其の植民地は戰時に於ては母國の同盟國たりしも、平時は母國に隸屬することを欲せざりし

1) Book IV., chap. VII., part III. (Cannan, Vol. II, pp. 91-94)

に因る、羅馬の植民地は必要に應じて或は其の一を負擔し、或は兩者共に之を負擔したることあり、然れども近世の歐洲諸國の植民地は母國の國防上の目的の爲めに兵力を出すが如き餘力を有せず、彼等は一朝有事の日には自己の防衛にすら不十分なる兵力を有するに過ぎざるを以て、他國と開戦するが如き場合には、母國は植民地防衛の爲めに著く其の兵力を減殺せられざるを得ず、故に此の點より論する時は、歐洲諸國の植民地は母國を強からしむるよりは寧ろ弱からしむる原因となれり。¹⁾ (“All the European colonies have, without exception, been a cause rather of weakness than of strength to their respective mother countries.”—Bk. IV, chap. VII, part III—Cannan, Vol. II, p. 94)

又行政費の分擔に關しては、西班牙及葡萄牙の植民地は母國の國防上にも行政費の分擔上にも相當の貢獻を爲したるも、他國の植民地に於ては假令經費支辨の目的を以て租税を賦課するも、之より生ずる収入は植民地の平時の經費をすら償ふに足るものは稀なり、從て一朝戦争等に遭遇する時は忽ち國債を増加するの止むなきに至る、故に斯かる植民地は母國にとりては支出の源泉にして收入の源泉に非ず (“Such colonies, therefore, have been a source of expence and not of revenue to their respective mother countries.”—*Ibid.*, p. 94) となし、スミスが前掲(丙)の利益、即ち各植民國が其の植民地より受け得べき普通の利益を思考せるものに對して下したる斷案にして、

1) J. S. Nicholson: A Project of Empire (a Critical Study of the Economics of Imperialism, with Special Reference to the Ideas of Adam Smith), p. 194.

是に由りて觀れば當時の植民國は何れも植民地を以て母國の一收入源と看做し、獨り國防上のみならず一般行政上に於ても、植民地に母國の經費の一部分を分擔せしめんとする意志を有したることを知るを得べし、然れども斯かる希望は全く水泡に歸したるを以て、爾來各國は植民地をして母國の財政上に援助を與へしめんとする主義及此の主義に立脚せる一切の政策を拋棄し、植民地の富源の開發に基く母國の自然的利益の増進を以て満足せんとするに至れり。

五

更に又スミスの『國富論』を著したる當時に於ては、各植民國は何れも母國が植民地より受け得べしと信じたる上述の普通の利益以外に、亞米利加の如き特殊の性質を有する植民地より得らるべしと想像されたる特別の利益、即ち植民地に對する貿易を獨占することに依りて特別の利益を收め得べしと信じたり、故にスミスは此の點に關して更に細密なる研究を遂げしが、其の研究の結果に依れば、植民地貿易の獨占に依りて收め得べしと信ぜられたる利益は全く誇張的のものにして、此の如き獨占は全體としては寧ろ母國に損失を與ふるものと言ふを得べし、之を英國に就きて觀るも、英國の植民地貿易の獨占は他國に比較せば英國をして相對的の利益を得せしめたることは事實なりと雖も、此の相對的の利益を得んが爲めに、之よりも更に重大なる絶對的の利益の一部を犠牲に供したるのみならず、殆ど凡ての他の貿易に於ても、之が爲めに絶對的並に相對

的の不利を蒙りたりとなし、所謂當時の重商主義的思想に基ける植民地貿易の獨占の利益を過信したる世論に反對し、若し歐洲諸國にして植民地貿易を自由に放任したらんには、更に大なる利益を受け得たるべしと言へり¹⁾（此の點に關する詳細の研究は、スミスの商業政策の考察に就きての他の論文と重複するの虞れあるを以て、茲には之を省略す）。

要するにスミスの説に従へば、母國の植民地貿易の獨占の爲めに生じたる結果は、（一）植民地貿易以外は一切の貿易より植民地貿易の方面に斷えず資本を轉用せしめたること、（二）若し各國が英國の植民地を自由に貿易を爲すことを許されたらんには、英國の貿易の各方面に於ける利益の割合が、自然に落付き得べかりし程度以上に、利益の割合を高めたることに在りとなし、本來の性質よりせば遠距離貿易たる植民地貿易は、近距離の貿易に比較する時は資本の回收敏速なるを得ざるより、其の國に對する便益小なるべきに拘らず、各人の競ふて之に従事せんとする所以のものは、獨占に依りて人爲的に其の利益を大ならしめつゝあるに因る、蓋し獨占は大なる利益を生ぜしめ、大なる利益は資本の移動を誘ふ原因となるを以てなり、而して利益の大は一般に利子の騰貴を促し、利子の騰貴は生産費を増加せしむると共に、又其の半面に於ては地價の下落及賃金低下の原因となるが故に、何れの點より觀察するも頗る不利たるを免れず、若し強て植民地貿易の獨占に依りて得らるべき利益なるものありとせば、這は國內に於ける一部の階級即ち斯か

1) Book IV., chap. VII., part III. (Cannan, Vol. II, pp. 95-96)

る貿易品の製造家及植民地貿易に實際從事しつゝある者のみに限らるべき問題たり、國民全般は結局彼等の利益を大ならしめんが爲めに、物價の騰貴・生活費の増加其の他種々の不利益を忍ぶざる可からざるに至ると論す。¹⁾

(註) 重商主義派の重鎮トマス・マン(Thomas Mun)は、遠距離の貿易は近距離のものに比して多くの利益を齎すが故に、距離愈々遠ければ其の利益も亦益々大なりと言へるに對し、スミスは假令遠距離貿易の利益は大なりとするも、其の本國に對する便益は小なりと言はざるべからず、蓋し斯かる場合には資本の國外に留まること長きが爲めに生産的の努力に職業を與ふる機會を少なからしめ、從て國內に於ける消費並に生産を減少せしむる結果を生ずるを以てなりと主張す。²⁾

以上要述せる所に據りて之を觀れば、植民地に對するスミスの意見は寧ろ消極的にして、從來植民地の領有に對して期待せられたる諸種の便益の一も實現せられたるものなきを見、殊に最も重要な植民地が多年負ふ所頗る大なりし母國より、種々の理由に下の獨立分離せんとしつゝありし事實を實現するに及び、(スミスの『國富論』は一七七六年三月九日に其の第一版を公にせられしが、北米の植民地は同年七月四日に獨立を宣言するに至れり、彼が『帝國の支持に對して歲入上にも兵力上にも毫も寄與する所なき地方は、之を領土として考ふること能はず、是等は帝國の附屬物又は裝飾物的一種と看做さるべきのみ、大英國の統治者等は過去一世紀以上の間、太平洋の西岸に一大帝國を有せりととして國民を悦ばしめたり、然れども該帝國は今日に至る迄唯想像上に存したるのみ、實際帝國の存在したるに非ずして帝國の計畫の存したるに過ぎず、金礦の存在し

1) Book IV., chap. VII., part III. (Cannan, Vol. II, p. 97fg)

2) Thomas Mun: England's Treasure by Foreign Trade. Nicholson: A Project of Empire, p. 200.

たるに非ずして其の計畫の存したるのみ、而して此の計畫たるや現に費用を要し又將來と雖も引續き費用を要すべく、若し之を從來の如くにして繼續せんか、恐くは何等の利益をも齎することなくして却て莫大の費用を要せん、蓋し植民地貿易の獨占の結果は、國民の大部分に利益を與ふるよりは寧ろ損失を負はしむるものたるを以てなり、故に今日は實に爲政者並に國民が從來憧れつゝありし此の黄金の夢を實現せしむるか、然らずんば此の夢より自ら醒むると共に又國民の眼を醒ますべきの秋なり、若し此の計畫にして完成さるべき見込なしとせば、宜しく之を拋棄せざるべからず、英帝國の何れの領土と雖も全帝國の支持に對して寄與すること能はざるものありとせば、大英國は戰時に於ては斯かる領土の防衛の失費より、又平時に於ては其の文武の施設を維持することの負擔より免れ、而して將來の方針及計畫は之を平凡なる狀態の維持に適せしむる様努むべきの時なり」と喝破したるは、植民地を母國の爲めに利用するか、少くとも母國は植民地の爲めに特に負擔をなすべき義務を有せずと思考したる當時の對植民地觀よりせば、深く咎むるに足らざるなり。

六

此の如くしてスミスは、現在の植民地を放棄して母國が植民地の爲めに年々負ふ所の負擔を免るゝか、若くは從來の植民地に對する政策を變更するか、二者其の一を擇まざるべからずとなし、

遂に其の對策に付きて論じて曰く、『大英國が其の植民地に對する一切の權力を任意に拋棄し、植民地をして自ら其の支配者を選擧し、又自ら法律を制定し、且彼等の適當と考ふる所に從ふて宣戰講和を爲さしめんと提議することは、世界の何れの國民も未だ曾て採用したることなく、又將來と雖も決して採用せらるゝことなかるべき方法を提議するものたり、假令其の統治は如何に困難にして、又之より生ずる収入は其の支出に比して如何に小なりと雖も、未だ其の領土に對する支配權を任意に拋棄したる國民あるを聞かず、蓋し斯かる犠牲は利害關係よりせば屢々是認さるべき場合なしとせざるも、常に國民の自負心を害するを以てなり……、故に最も空想的なる熱心家と雖も、此の如き方法を何時かは採用せらるゝことあらんとの眞面目なる希望を以て提議することは殆ど不可能なるべし』¹⁾と、之に對してニコルソン教授は、其の著『帝國之一企圖』(“A Project of Empire”)中に、若し此の如き分離が相互の合意に依りて成立し、而して分離したる帝國の各地方の間に自由貿易に對する保障存とせば、此の解決方法は恐くは最良のものたるべし、假令植民地は吾人に隸屬せすとも平時には兎に角吾人の良友として貿易上に最上の便益を與へ、戰時には確かに吾人の同盟者たるべし、此の假定の下に植民地自身の防衛を彼等に一任することは、却て彼等をして有力なる同盟者たらしむる所以なりと評せり。²⁾ (此の點に關してはスミス自らも亦異は同様の意見を有したるもの如く、彼は曰く、“If it was adopted, however, Great Britain would not only be immediately freed from the whole annual expense of the peace establishment of the colonies, but might settle with

1) Book IV., chap. VII., part III. (Cannan, Vol. II, p. 116)

2) Nicholson: A Project of Empire, p. 207.

them such a treaty of commerce as would effectually secure to her a free trade, more advantageous to the great body of the people, though less so to the merchants, than the monopoly which she at present enjoys. By thus having good friends, the natural affection of the colonies to the mother country, which, perhaps, our late dissensions have well extinguished, would quickly revive. It might dispose them not only to respect, for whole centuries together, that treaty of commerce which they had concluded with us at parting, but to favour us in war as well as in trade, and, instead of turbulent and fractious subjects, to become our most faithful, affectionate, and generous allies; and the same sort of parental affection on the one side, and filial respect on the other, might revive between Great Britain and her colonies, which used to subsist between those of ancient Greece and the mother city from which they descended." ⁹ ₉₀

然れども此の如き方法に依る分離即ち植民地の放棄は、スミスは前述の如く國民的感情に訴へて到底之を實現し得べからざるものなりとして、茲に再び積極的の意見に立歸り、植民地は之を放棄すべきか、或は從來の政策を改むることに依りて之を保持すべきかとの問題に關しては、寧ろ後者即ち從來の國家の政策を改むることに依りて、植民地領有の目的を達成せんことに努むべきを提言せり、而して此の目的を達する方法としては、スミスの意見に従へば母國植民地を包括せる完全なる帝國聯盟を組織し、植民地の住民をして全帝國の防衛及維持に必要な經費の一部を負擔せしむると共に、其の負擔の割合に比例して參政權を與ふべしと言ふに在り。

七

1) Book IV., chap. VII., part III. (Cannan, Vol. II, pp. 116-117)

故にスミスの對植民地觀の前半より推して、直ちに彼を植民地に對しては消極主義を採れる者の如くに思考するは誤りにして、スミスは當時の經濟思想の中軸を成せる重商主義を基礎とせる對植民地策なるもの、母國及植民地に多大の損失を與へ、到底永く現狀を維持すべからざる程度に迄行詰まれるを察し、此の如き狀態を持続せんよりは寧ろ植民地を放棄するに如かざることを痛論したるに止まり、若し母國の植民地に對する從來の政策を根本的に改むることに依りて、母子兩國の利益を増進せしめ得べき途他に在りとせば、固より之に依りて兩者の關係を一層緊密ならしめんことに努むるの最良の策たるべきを信じたるは疑ふ可からず、而してスミスは之が爲めには經濟政策上に於ては、先づ從來の重商主義殊に獨占主義の通商政策を改めて貿易自由の原則を確立すると共に、母國植民地間の通商にも亦此の原則を適用し、更に統治政策上に於ては、植民地にも全帝國の構成分子として、帝國の防衛及維持に必要な經費の一部を分擔せしむると共に、其の負擔の程度に應じて之に參政權を與へ、單に母國の隸屬者として之を遇するに非ずして、植民地に或程度迄自治の權能を認むることに依りて、母子兩國間の連鎖を一層鞏固ならしめんことを提議せり、是れスミスの對植民地策の核心たり。

植民地に參政權を與へんとするスミスの提案は、假令其の内容に於ては異なれりとは謂へ、其の後英國が他國に率先して自治植民地を認むるに至りたることは、偶まスミスの意見の一端の實

1) Book IV., chap. VII., and Book V., chap. III.

際政策上に實現せられたるものと觀るも不可なかるべく、唯貿易自由の原則に關しては、スミスの最も力説したる所なるに拘らず、其の後英本國の通商政策上に此の原則を採用したるに止まり、對植民地貿易に於ては汎く之を適用するに至らず、否近時の趨勢よりせば寧ろスミスの持説に反し、特惠關稅制度に依りて或程度迄植民地貿易の自由を制限するの止むなき事情をさへ生ぜしむるに至れることは遺憾と言はざるべからず、然れども當時の重商主義に立脚せる誤れる通商政策の桎梏より母國及植民地を解放し、少くとも主義としては貿易自由の原則を認めざるを得ざることを、大英國民の腦裏に深く印せしめたる功績は、其の著『國富論』と共に永久に傳へらるべき所のものたり。(完)